

号外第10（令和4年6月15日発行）	発行日 5日、15日、25日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	2
△ 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例【総務局労務課】	3
△ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	4
△ 横浜市市税条例の一部を改正する条例【財政局税制課】	6
△ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】	10
△ 横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例【市民局スポーツ振興課】	11
△ 横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例【交通局経営管理課】	13

条 例

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例第19号

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第8条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条を第14条とし、第11条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第12条 任命権者は、職員から当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出があったときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の申出をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第13条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第20号

横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例及び横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例

(横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第1条 横浜市退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和24年8月横浜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書を削る。

(横浜市消防団員等公務災害等補償条例の一部改正)

第2条 横浜市消防団員等公務災害等補償条例(平成9年10月横浜市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第21号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第139号の12の2の次に次の1号を加える。

(139) の12の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料は、1件につき次に掲げる額とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

第139号の11の2アに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

イ ア以外の場合

第139号の11の2イに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

第2条第139号の13及び第139号の13の2中「第5条第6項第6号」を「第5条第8項第7号」に改め、同条第139号の14の2の次に次の1号を加える。

(139) の14の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更認定申請手数料（既に同法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合することにより同法第5条第6項又は第7項（同法第8条第2項に

において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合に限る。)は、1件につき次に掲げる額とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

第139号の13の2アに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

イ ア以外の場合

第139号の13の2イに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

横浜市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第22号

横浜市市税条例の一部を改正する条例

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第33条の6第7項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第8項中「第321条の8第62項」を「第321条の8第64項」に改め、同条第10項中「第321条の8第64項後段」を「第321条の8第66項後段」に改め、同条第11項中「第321条の8第65項」を「第321条の8第67項」に改め、同条第12項中「第321条の8第71項」を「第321条の8第73項」に改め、同条第13項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第34条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第34条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第34条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「法第317条の3の3第1項に規定する特定配偶者又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等（法第328条に規定する退職手当等に限る。）に係る所得を有しない者」を加える。

附則第9条第1項中「第16項、第27項、第30項、第34項並びに第35項」を「第15項、第26項、第29項、第33項並びに第34項」に改め、同条第4項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「附則第15条第27項」を「附則第15条第26項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第10項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第11項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第13条の3の3第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、「規定する住宅」の次に「（同項に規定する勧告に従わないで新築した住宅を含む。）」を加え、「次条、」を削

り、「附則第13条の8第1項」を「附則第13条の8の2第1項」に改める。

附則第13条の3の4の見出し中「新築された省エネルギー対策住宅」を「新築認定低炭素住宅等」に改め、同条第1項中「平成28年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「のうち、」を「（法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）のうち、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第2条第3項に規定する低炭素建築物若しくは同法第16条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第9条第1項に規定する特定建築物であること又は」に、「等級4又は」を「等級5以上の基準（同告示第5の5の5-1(3)ハの結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び同告示第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準若しくは」に、「第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準」を「第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準」に、「省エネルギー対策住宅」を「認定低炭素住宅等」に改め、同条第2項中「平成28年1月2日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「省エネルギー対策住宅」を「認定低炭素住宅等」に改める。

附則第13条の6の見出し中「熱損失防止改修住宅等」を「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条の6の3の見出し中「特定熱損失防止改修住宅等」を「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条の7第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第13条の8の見出し中「熱損失防止改修住宅等」を「熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条第1項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「住宅」を「住宅等（同条第9項に規定する住宅及び同条第10項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分で同項の規定に基づく政令で定めるものをいう。第13条の8の3第1項において同じ。）」に、「同条第4項」を「法附則第15条の9第4項」に、「平成24年1月2日から令和4年3月31日まで」を「

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第13条の8の2第1項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第13条の8の3の見出し中「特定熱損失防止改修住宅等」を「特定熱損失防止改修等住宅等」に改め、同条第1項中「平成20年1月1日」を「平成26年4月1日」に、「所在する住宅」を「所在する住宅等」に、「平成29年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の3の見出し並びに第34条の4の見出し及び同条第1項の改正規定並びに附則第3項及び第12項の規定 令和5年1月1日

(2) 第34条第1項ただし書の改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市市税条例（以下「新条例」という。）第34条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の4第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第34条の4第1項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の横浜市市税条例（附則第7項において「旧条例」という。）第34条の4第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第33条の6第7項、第8項及び第10項から第13項までの規定は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年1月2日から令和4年3月31日までの間に新築された旧条例附則第13条の3の4第1項に規定する省エネルギー対策住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 8 平成24年1月2日から令和4年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)(以下この項から附則第11項までにおいて「旧法」という。)附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事(次項から附則第11項までにおいて「熱損失防止改修工事」という。)が行われた旧法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 9 平成24年1月2日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9第10項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 10 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 11 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第15条の9の2第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
(横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 12 横浜市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年6月横浜市条例第25号)の一部を次のように改正する。
第1条のうち横浜市市税条例第34条の4第1項の改正規定中「第34条の4第1項中」の次に「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢16歳未満の者」を「有する者」に改める。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月15日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例第23号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

特定非営利活動法人おれんじハウス	神奈川区栄町1番地の19	令和4年1月1日から 令和9年6月30日まで
------------------	--------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第24号

横浜市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例

(横浜市スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

横浜文化体育館	横浜市中区
---------	-------

」

を

「

横浜 B U N T A I	横浜市中区
横浜武道館	同

」

に改める。

別表第3第2号を次のように改める。

(2) 横浜 B U N T A I

種 別		単 位	利用料金
貸切利用	アリーナ	1日につき	円 3,080,000
	体育室		308,000
駐車場	大型車	1台1時間につき	1,200
	その他のもの		600
附帯設備		1式又は1台、1日につき	330,000

別表第3第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 横浜武道館

種 別		単 位	利用料金
個人利用	武道場	1人2時間につき	円 550
	アリーナ内多目的スペース		中学生以下の者 330
貸切	アリーナ	入場料等を徴収しない場合	395,000
		入場料等を徴収する場合	1,015,000

利 用	武道場	入場料等を徴収しない場合	1日につき	147,000
		入場料等を徴収する場合		219,000
	多目的室			95,000
駐 車 場	大型車	1台1時間 につき	1,200	
	その他のもの		600	
附 帯 設 備		1式又は1台 、1日につき	286,000	

(横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(令和3年12月横浜市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条の表横浜文化体育館の項の次にたきがしら会館の項を加える改正規定中「横浜文化体育館の項の次」を「横浜市鶴見スポーツセンターの項の前」に改める。

別表第3中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定中「第2号の次」を「同号の前」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づく横浜BUNTAIを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月15日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第25号

横浜市交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（横浜市営交通経営審議会）

第12条 交通事業の経営に関し必要な事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申するため、法第14条の規定に基づき、管理者の附属機関として、横浜市営交通経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、管理者が任命する委員5人以内をもって組織する。

3 管理者は、審議会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を置くことができる。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。